

第3期健康しばた21・第2期柴田町自殺対策計画素案に係るパブリック・コメント実施要領

1 目的

「第3期健康しばた21・第2期柴田町自殺対策計画」素案について、「柴田町パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、次のとおり意見・提言を募集するもの。

2 背景

平成25年12月「第2期健康しばた21」、平成31年3月「柴田町自殺対策計画」を策定し、こころとからだの健康づくり事業を実施してきましたが、各計画が計画最終年度を迎えます。

そこで、「柴田町総合計画」、「柴田町地域福祉計画」を上位計画とし、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」及び、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」を一体的かつ総合的に推進するため、これまでの各計画の取組の成果、町の現状を検証し、「第3期健康しばた21・第2期柴田町自殺対策計画」を策定するものです。

3 計画策定までのスケジュール

区分等	R5.9	R5.10	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.6
柴田町議会					文教厚生 常任 委員会 情報提供							議員全員 協議会 情報提供			計画書 配布	
町民参加	町民 アンケート 調査		関係団体ヒアリング 食生活改善推進員、 健康しばたサポーター、 民生委員・児童委員、 株式会社五洋電子(自殺対策)					関係団体 ヒアリング 小中学校	第2期 最終 評価		関係団体 ヒアリング 医師・ 歯科医師		パブリック・ コメント 1/7～2/5			広報 掲載
計画策定 委員会					策定委員 会設置		7/9 1回目 開催		9/30 2回目 開催	10/29 3回目 開催	11/22 4回目 開催			5回目 開催	計画書 配布	
柴田町健康 づくり推進 協議会							7/30 1回目 開催					12/20 2回目 開催		3回目 開催	計画書 配布	

4 計画策定に係る考え方

近年の社会環境は、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症による町民の行動や生活様式の変化、これに伴う様々な分野におけるデジタル技術活用の加速化が加わり、健康に関連する問題や暮らしに影響を与える様々な課題が多様化、複雑化しています。

さらに町の健康に関する現状として、不健康な期間（平均寿命と健康寿命の差）は短縮しているものの、男性では平均寿命、女性では平均寿命・健康寿命の年齢は低下しているため、その要因となる健康課題を解決する必要があります。

そこで、「第3期健康しばた21」では、町民の現状に即した健康課題の解決に向け「生涯を通してこころもからだも健やかに笑顔あふれる元気なまち」を基本理念に掲げ、健康寿命の延伸、町民はもちろん家庭や地域、教育機関、保健医療団体、行政などによる連携・協働による健康づくりを基本方針とし、生活習慣病の発症と重症化予防などの計画の視点に沿った8つの取組分野でライフコースアプローチを踏まえた施策を推進します。

また、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景にはこころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があり、それらが複雑に絡まり起こるといわれているため、継続して一人一人が抱える課題を早期に発見して対策を講じることが重要となっています。

そこで、「第2期柴田町自殺対策計画」では、町の地域実態や地域課題の分析による現状把握により、重点支援対象者を位置づけ、「誰も自殺に追い込まれることのない柴田町を目指して」を基本理念に掲げ、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増すことを通じて包括的な支援を推進するなどの基本方針を踏まえ、4つの基本施策の推進、重点支援対象者として「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」に「女性」を加え、施策を講じていきます。

なお、こころとからだの健康づくりをさらに総合的に推進するため、「第3期健康しばた21」、「第2期柴田町自殺対策計画」を策定し、一体的に推進します。

5 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) 基本方針・計画の構成

第2章 柴田町の現況

- (1) 人口等の推移
- (2) 死亡等の現状
- (3) メタボリックシンドローム・生活習慣病等の現状
- (4) 身体の状況
- (5) 町民の健康・生活習慣について
- (6) 特定健康診査・各種がん検診の状況について

第3章 第3期健康しばた21

- (1) 目的と背景
- (2) 第2期計画の最終評価について
- (3) 基本理念・施策体系
- (4) 重点課題
- (5) 施策の展開（8つの取組分野）
- (6) ライフコースアプローチを意識した健康づくりの推進
- (7) 健康しばた21の推進体制

第4章 第2期柴田町自殺対策計画

- (1) 目的と背景
- (2) 自殺者の現状と特徴
- (3) 数値目標の進捗・評価指標
- (4) 「地域自殺実態プロファイル」からみえる本町の課題と重点支援対象者
- (5) 自殺対策の基本理念と基本認識
- (6) 基本方針
- (7) 基本施策
- (8) 数値目標
- (9) 施策の展開（4つの基本施策）
- (10) 重点施策
- (11) 自殺対策計画の推進体制

資料編

6 案件の名称

- ・第3期健康しばた21・第2期柴田町自殺対策計画素案

7 閲覧期間及び意見募集期間

- ・令和7年1月7日（火）～ 令和7年2月5日（水）

- 8 意見等を提出できる方
- ・町内に住所を有する方
 - ・町内に通勤又は通学する方
 - ・町内に事務所又は事業所を有する方
 - ・本案件に利害を有する方

9 閲覧資料及び閲覧方法

(1) 閲覧資料

- ・第3期健康しばた21・第2期柴田町自殺対策計画素案
- ・第3期健康しばた21・第2期柴田町自殺対策計画素案概要版
- ・第3期健康しばた21・第2期柴田町自殺対策計画素案に係るパブリック・コメント実施要領

(2) 閲覧方法

町ホームページに掲載するほか、次の場所で閲覧する。

閲覧場所	閲覧時間
柴田町役場 健康推進課	8:30~17:15 (土曜日、日曜日、祝日は閲覧不可)
槻木生涯学習センター 船岡生涯学習センター 船迫生涯学習センター 農村環境改善センター 船岡公民館 西住公民館 船迫公民館	9:00~17:00 (日曜日、月曜日、祝日は閲覧不可)
柴田町図書館	火曜日~金曜日 10:00~19:00 土曜日、日曜日、祝日 10:00~17:00 (月曜日、第4木曜日は閲覧不可)
まちづくり推進センター (ゆる.ふら)	10:00~18:00 (火曜日は閲覧不可)

10 意見等の提出方法

氏名(または団体名)、住所、電話番号または電子メールアドレスを必ず記入のうえ、意見等提出用紙により、次のいずれかの方法で提出すること。

- (1) 郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 直接持込み(役場健康推進課)

※電話による受付は行わない。

※意見等提出用紙の様式は、町ホームページからダウンロードできるようにするほか、各閲覧場所に備えつける。

11 提出された意見等の取扱い

(1) 提出された意見等の概要とそれに対する考え方などを、ホームページにより一定期間公表する。

※氏名などは公表しません。

(2) 個別の回答は行わない。

【問合せ先】

柴田町 健康推進課

住 所 : 〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

T E L : 0224-55-2160

F A X : 0224-55-4172

電子メール : health@town.shibata.miyagi.jp